

川崎北耐震判定委員会のガイドライン

目次

§ 1	耐震改修計画等判定業務実施要領	1
1-1	耐震改修計画等判定業務実施要領	1
§ 2	耐震判定委員会の判定作業の流れ	3
2-1	川崎北耐震判定委員会 判定作業イメージ	3
2-2	耐震判定委員会の業務の流れ	4
2-3	耐震判定委員会の運用について	5
§ 3	判定委員会提出報告書作成要領	6
3-1	判定委員会提出図書について	6
3-2	準拠基準	6
3-3	耐震改修計画等判定図書の種類	6
3-4	現況調査要領	7
3-5	図面のない建物の耐震診断をする場合の現地調査要領及び復元図面作成要領	8
様式 1 号	建築物耐震診断判定・耐震改修計画判定申込書	
様式 2 号	判定経過報告書	
様式 3 号	耐震診断判定委員会の開催について（開催通知書）	

§1 耐震改修計画等判定業務実施要領

1-1 耐震改修計画等判定業務実施要領

(目的)

第1 川崎北耐震判定委員会(以下「判定委員会」という。)は、建築物の地震に対する安全性を評価した耐震診断(以下「耐震診断」という。)又は地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の計画(以下「耐震改修」という。)について、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、以下「法」という。)に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針(平成18年国土交通省告示第184号、以下「指針」という。)に準拠して適正であるか否かについて判定をする。

(判定の対象)

第2 判定の対象とする建築物は、既存の建築物で、次の各号に該当する建築物とする。

- 1 国内にある建築物
- 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は木造の建築物
- 3 基準法第20条第一号の規定に該当する建築物¹⁾以外の建築物
 - 1) 高さが60メートルを超える建築物。
- 4 基準法旧第38条又は旧第67条の2の規定の適用を受けた建築物²⁾以外の建築物
 - 2) 特殊な建築材料又は構造方法を用いた建築物で、建設大臣よりその建築材料又は構造方法が基準法の規定によるものと同等以上の効力があると認められたものをいう。

(判定の区分)

第3 判定の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 耐震診断判定：建築物の現状の耐震診断についての判定
- 2 耐震改修判定：前号の耐震診断判定の結果に基く、建築物の耐震改修についての判定
- 3 耐震診断・改修判定：前各号の耐震診断と耐震改修について同時に行う判定

(判定の単位)

第4 判定の単位は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 判定は、構造上一体の建築物を一単位として行う。従って、外観上一体であっても、エキスパンションジョイントで分割されている建物は、それぞれを一つの単位とする。
- 2 第3の判定の区分は、判定の単位ごとに区分する。
- 3 判定の申込から判定書の交付にいたる手続きは、判定単位ごとに行う。

(既存建築物の現状調査)

第5 既存建築物の現状については、次の各号に掲げる調査・試験を実施したものであること。

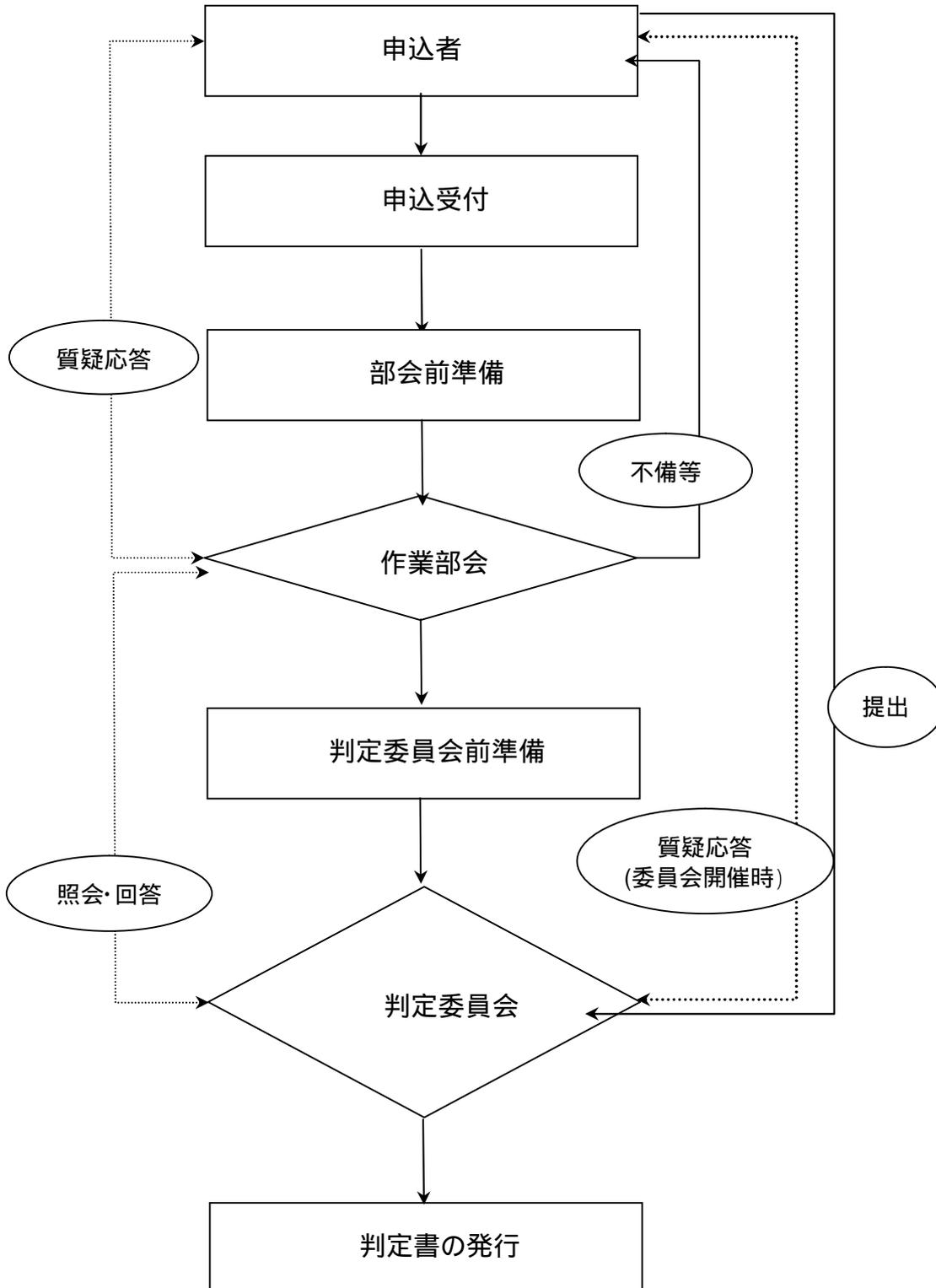
- 1 鉄筋コンクリート造の建築物は、工期ごとに原則として各階3本以上のJIS規格によるコア試験
- 2 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物は、前号と同じ試験
- 3 鉄骨造の建築物は、各部材の材料・寸法、溶接部の状況及びその他の接合部の状況の調査
- 4 設計図書と既存建築物との整合
- 5 建築物の損傷・不具合・老朽化の調査

(旧基準等による耐震診断判定を受けた建築物の取扱い)

第6 現行の準拠基準によらずに耐震診断判定を受けた建築物について耐震改修判定を行う場合は、本要領第3 3号の耐震診断・改修判定を行うものとする。

§2 耐震判定委員会の判定作業の流れ

2-1 川崎北耐震判定委員会 判定作業のイメージ



2-2 判定委員会の判定業務の流れ

申込者	事務局及び判定委員会
受付	
<p>お申込者は申請図書を、事務局に判定依頼をしてください。</p> <p>申込に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式1号) ・耐震改修計画等判定用図書 ・概況報告書(注意事項参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局は判定依頼の受付後、委員長及び作業部会長へ報告する。 ・請求書を申請者に発行する。
部会前準備	
<p>部会主査に判定条件の報告をしてください。 (耐震改修計画等判定用図書の提出部数は部会主査と相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご入金を頂く 	<p>作業部会長は、判定物件ごとに、部会担当を2名以上決定し、そのなかから部会主査を決定する。</p>
作業部会の開催	
<p>作業部会での指摘事項は判定経過報告書(様式2号)を使用し議事録として記録いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局は作業部会を開催し、判定予備審査を行う。 ・作業部会において、部会主査及び部会担当は受付した書類等のチェックを行う。 ・耐震改修計画等判定用図書等の内容に不適切な箇所や不備があれば、それを指摘する。 ・作業部会は、必要に応じて判定委員会の意見を聞くことができる。
判定委員会前準備	
<p>申込者は最終的な耐震改修計画等判定用図書等を事務局に提出ください。(提出部数は部会主査と相談)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修計画等判定用図書等の内容を、部会主査は判定委員会前に確認する。 ・部会主査は作業部会長を通じて判定委員会の招集を委員長の了解を得て、事務局に依頼する。 ・事務局は判定委員会の開催通知(召集)を行う。
判定委員会の開催	
<p>申込者は判定委員会出席して、耐震改修計画等判定用図書の内容をご説明ください。 適宜、内容について委員の質疑に応じる。 受託事務所もご出席するようにしてください。 判定後の運用に関しては、次項をご参照ください。 委員会での指摘事項は判定経過報告書(様式2号)を使用し対応してください。</p>	<p>申込者からの報告並びに説明、質疑応答の後、耐震改修計画等判定用図書の内容について、判定をする。</p>
「判定書」等の発行	
	<p>事務局は判定委員会の要請により耐震診断判定書(様式4号)の発行を行う。</p>

注意事項

-) 判定委員会への判定申込は、第1回目の 判定委員会開催予定日の1ヶ月前までに申込みください。
なお、申込み依頼のあった時点で審査回数を1回とみなします。提出の取り止めや 作業部会で大きな不備があり、審査を受けられない場合でも審査回数は1回と数えますのでご注意ください。
-) 耐震改修計画等判定用図書等は 判定委員会開催の2週間前までに事務局に提出ください。
なお、2週間前までに間に合わない場合は、部会主査の許可を得てください。ただし、その場合でも判定委員会の5日前までに必ず提出ください。5日前以後は、判定委員会として受け付けいたしませんのでご了承ください。
-) 判定委員会で、耐震改修計画等判定用図書に大きな不備のある物件は、審査未了とし再提出といたします。

)概況報告書は、構造調査コンサルティング協会発行の「既存建築物の耐震診断・耐震補強設計マニュアル(2003年版)」による様式1『耐震診断・耐震補強設計判定資料』相当をご提出下さい。

2-3 判定委員会の運用について

1) 判定委員会後の対応について

判定基準	対応	判定書の発行
診断内容に関し、大きな問題点がない。	指摘事項に対する確認を行う。	判定委員会で審査後、判定書の発行。
診断内容に関し、再検討の必要があるが、判定結果にあまり影響を及ぼさないと認められる。(部会主査で指摘事項の対応が可能)	作業部会を開催し、指摘事項に対する対応を行う。	判定委員会で審査後、内容についての審議を経て、判定書の発行。
診断内容に関し、疑問点がある。 再検討を行うと、判定結果に影響を与える事が懸念される。 判定委員会で、再検討の必要がある。	作業部会を開催し、指摘事項に対する対応を行う。 受託者は、次回の判定委員会に出席し説明を行う。	次回の判定委員会で内容についての審議を経て、判定書の発行。
診断内容に関し、問題点が多く、指摘事項を参考に全面的なやり直しが必要である。	再審査を行う。	判定を取得後、上記に同じ。

2) 判定書の発行された耐震補強物件の設計変更

)作業部会長に設計変更内容を報告する。

作業部会長で判断できる場合はそれで可とする。作業部会長は判定委員会にその内容を文書で報告する。

)作業部会長で判断できない場合

作業部会長は判定委員会に報告し、判定委員会で協議する。

3) 運用方法について

)問題の多い物件は審議未了で打切る事ができる。

a)誤字脱字等についてはメモとして申込者に渡す。

b)書式や内容に大きな不備があると担当主査が判断した物件は、委員(作業部会長)名で判定委員会への提出を控えることができる。

)申込者は、判定経過報告書(様式2号)を下記に従って作成する事とする。

a)判定委員会における指摘事項と対応内容

判定委員会での指摘及び対応について詳細に記録する。

指摘事項は耐震性の評価に影響のある重要な事項から順に記載し、指摘内容とそれに対する対応がその記録のみで解るように明快な文書を作成する。

判定委員会で継続的に審査されたものはその過程を簡潔にまとめ、次回の判定委員会でその内容(指摘事項)を中心に説明する。

b)作業部会での指摘事項の対応を記述する。

)判定物件は、判定委員会にて承認をうけ、耐震診断判定書または耐震改修計画判定書を発行する。

§3耐震改修計画等判定用図書作成要領

3-1 耐震改修計画等判定用図書について

耐震改修計画等判定用図書の体裁は、発注者が行政庁である場合にはその指示によるものとする。その他の場合は、原則として構造調査コンサルティング協会発行の「既存建築物の耐震診断・耐震補強設計マニュアル(2003年版)」によるものとする。

注1) 耐震改修計画等判定用図書は判定会の2週間前までに事務局に提出する。

注2) 耐震改修計画等判定用図書の内容に修正を加えたい場合は、部会主査と相談すること。

注3) 耐震改修計画等判定用図書には概況報告書を添付すること。

概略報告書は、構造調査コンサルティング協会発行の「既存建築物の耐震診断・耐震補強設計マニュアル(2003年版)」による様式1「耐震診断・耐震補強設計判定資料」相当をご提出下さい。

3-2 準拠基準

耐震診断及び耐震改修に関する準拠基準は、平成17年7月5日付け国土交通省住宅局長通知国住指第902号「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について(技術的助言)」に示す以下のものを原則とする。

- ・RC造 : (財)日本建築防災協会による2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準
- ・SRC造 : (財)日本建築防災協会による2009年改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準
- ・S造 : (財)日本建築防災協会による1996年版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針
- ・屋内運動場 : 文部科学省による屋内運動場等の耐震性能診断基準(平成18年版)
- ・壁式PC造 : (財)日本建築防災協会による2003年版 既存壁式(プレキャスト)鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針
- ・その他 : 上記の国土交通省住宅局長通知で認定された基準

3-3 耐震改修計画等判定用図書の種類

1) 耐震改修計画等判定用図書は、判定申込み時に提出する図書並びに作業部会及び本委員会における調査又は審議に伴い追加又は訂正した図書とする。

2) 耐震改修計画等判定用図書は、次の3種類とする。

- (1) 事務局作業部会用(以下「作業部会用」という。)
- (2) 耐震判定委員会本委員会用(以下「判定委員会用」という。)
- (3) 判定書用

3) 耐震改修計画等判定用図書の提出時期及び部数は、次のとおりとする。

判定用図書の種類	提出時期	提出部数等
(1) 作業部会用	判定申込み時	概略報告書/ 耐震改修計画等判定用図書一式
(2) 判定委員会用	判定委員会開催 2週間前	概略報告書/ 耐震改修計画等判定用図書一式(作業部会の指摘により、修正・追加等を行った後、判定経過通知書の写しを添えたもの) 提出部数は部会主査と相談にて決定
(3) 判定書用	判定委員会終了後	耐震改修計画等判定用図書一式(判定委員会で指摘事項があった場合は、それに対して修正等を行った後、判定経過通知書の写しを添えたもの)を、申込者が必要とする正本及び写しに加えて、弊社用(1部)の合計が、製本部数となる。

3-4 現況調査要領

1) §1耐震改修計画等判定業務実施要領に基づく調査要領は下記に準ずることとする。

【コンクリートコア採取】

)コンクリートコアは、各階毎に3ヶ所採取することを原則とする。増築部については、それぞれについて3ヶ所採取する。ただし、発注者によってコア採取本数が決められている場合は、この限りでない。

- a) コアの試験記録は試験所発行の正式な書類を添付する。
- b) コアの採取は H 100 となる箇所とし、耐力壁からの採取が望ましい。
- c) コアH<100 の圧縮強度は診断用の強度として採用しない。
- d) コア試験ではカサ比重も測定しておくこと。

注1)H:コア円柱の高さ

【コンクリートの中性化】

-)コンクリートの中性化を調査しデータを整理する場合には、調査箇所数とサンプリング数をそれぞれ明記すること。
-)コンクリートコアの中性化の結果は、内部と外部の区別をつけて集計する。
-)モルタル仕上げのある場合、中性化深さはモルタルを含めた深さで記入する。

【コンクリートの塩害】

)塩害によって低強度、鉄筋さび、コンクリートの剥落等が発生していると判断される建物は、コンクリートの塩化分イオン含有量の調査を追加して行う。

【ひびわれ図】

-)コンクリートのひびわれ図は、軸組図から符号、寸法線を除いたものに記入する。
-)ひびわれ巾が0.3mm以上の場所は巾寸法を記入する。
-)大きなせん断ひびわれがある場合は、不同沈下についての判断を記述する。

【改修補強をする場合の追加調査項目】

-)上記の調査が診断時に行われていない場合には、必ず追加して調査をする。
-)補強をする柱壁、または補強材が取り付く柱壁は、必ず全て調査をする。

【鉄骨造建築物】

-)鉄骨部は原則全数調査すること。ただし、明らかに同じフレームと分かる場合はこの限りではない。
-)部材の異なる場合、部材寸法、仕口、ジョイント等について、必ず調査をする。
-)コンクリートで被覆された柱脚部は、その耐力を予測できる程度の箇所について、部材別毎にハツリ調査を行う。

【不同沈下レベル調査図】

-)不同沈下図は、少なくとも2層以上を調査しアイソメ図で表現する。
-)最大部材角をX Y方向別に示し、不同沈下の検討をする。
-)ただし、ひびわれ調査等で、不同沈下の傾向がないと判断される場合は、レベル調査を省略してよい。

【非構造部材の取扱い】

-)非構造部材の評価は原則として耐震診断の評価の対象としない。
-)ただし、高架水槽、煙突、看板等で地震時に周辺部に被害を及ぼす恐れのある物については、安全の確認をする。

3-5 図面のない建物の耐震診断をする場合の現地調査要領及び復元図面作成要領

1) 図面のない建物の耐震診断をする場合の現地調査要領

【鉄筋コンクリート造建築物】

-) 図面を復元するためのスパン、階高、開口、断面寸法調査は全てする。
-) 配筋調査は、柱壁については基本的に全てとする。ただし、全体の構造的形態から明らかに断面及び配筋が同じと判断される場合は、配筋調査を一部省略してもよい。調査のまとめ方は部会主査に確認して進めること。
-) 上記の配筋調査は省略した場合でも、柱は最低50%以上、壁は壁厚毎に2ヶ所以上する。
-) 梁、床については、寸法を調査する。
-) 基礎は、レベル調査結果で不同沈下があると判断される場合には、掘削するか近隣の地盤調査に基づいて基礎を想定する。

2) 復元図面作成要領

復元図面作成要領 目次

1 完成復元図面

意匠図(平面図、立面図、断面詳細図)

構造図(伏図、軸組図、各断面配筋図)

2 図面復元方針

2.1 現状図面状況

2.2 現地調査方針

意匠図復元方針

構造図復元方針

(各部材毎に記載する。基礎、地中梁、柱、壁、梁、床版)

3 調査内容

3.1 現状各部の寸法調査

3.2 仕上げ材の調査、(矩計図、荷重のため)

3.3 躯体調査

a) 基礎、地中梁

b) 柱、壁

c) 梁、床版、雑壁

d) 鉄骨溶接部

(柱配筋の決定は、上下階の関係が分かるように柱符号毎に示す。)

4 添付資料

調査資料、現場写真等

(様式1号)

平成 年 月 日

建築物耐震診断判定・耐震改修計画判定申込書

川崎北耐震判定委員会 御中

申込者 法人名称
代表者氏名
所在地

印

下記のとおり判定・判定を申込します。

記

1. 判定区分	耐震診断判定	耐震改修判定 1	耐震診断判定・ 耐震改修判定
2. 建物の名称			
3. 建物の所在地			
4. 主要用途		5. 建築年次	昭和 年 月 日
6. 階数	地上 階、地下 階、塔屋 階		
7. 構造			
8. 軒高		9. 延べ面積	
10. 提出資料			
11. 特定行政庁との認定に関する事前協議	1) 協議済み 2) 協議必要なし		
12. 所有者			
13. 設計者			
14. その他			
連絡先	会社名		所在地
	担当者名		Mailアドレス
	電話番号		FAX番号
手数料請求先	宛名:		送付先住所:
受付欄	備考		
	手数料:		

: 印欄には記入しないでください。

1: 耐震改修判定の時はその他の欄に公的機関の名称、判定年月日を記入して下さい。

注1: 本申込書は、棟毎に提出して下さい。

注2: 上記の名称には、同一敷地内に複数の棟がある場合は棟番号又は棟名も記入して下さい。

注3: 申込手数料は第一回委員会開催日までに所定の銀行口座に振り込んで下さい。

(様式2号)

川崎北耐震判定委員会
判定経過報告書

提出日(平成 年 月 日)

開催日時	平成 年 月 日 : ~ :	指摘等時期	第 回判定委員会 / 作業部会	
件名	***ビル	回答者	会社名	
判定区分	耐震診断・改修計画		氏名	
備考	出席者 委員： 申込者： 事務局： 提出資料等			
指摘及び検討事項(質問等を含む)		回答及び処置(添付資料)		頁

注) 委員会終了後にメール等で審議した場合は、右上欄は「メール 審査委員会」等とし、指摘及び事項の欄に記載する各項目に送受信した「月日」を併記してください。

(様式2号-2)

指摘及び検討事項（質問等を含む）	回答及び処置（添付資料）	頁

(様式2号)

川崎北耐震判定委員会
判定経過報告書

提出日(平成 年 月 日)

開催日時	平成 年 月 日 : ~ :	指摘等時期	第 回判定委員会 / 作業部会	
件名	***ビル	回答者	会社名	
判定区分	耐震診断・改修計画		氏名	
備考	出席者 委員： 申込者： 事務局： 提出資料等			
指摘及び検討事項(質問等を含む)		回答及び処置(添付資料)		頁
注1 指摘事項は簡潔に指摘の意図がわかるように記入してください。		注2 「回答及び処置」欄には、指摘事項に対して委員会の席上で対処処置した内容を簡潔に記入してください。この際に『検討して回答します。』とした場合には、改行して『検討の結果……。』の様に検討結果を簡潔に記してください。「頁」欄に対処した内容が記載されている、説明書及び追加検討書の頁を記入してください。ただし、回答時に記載頁が変更となった場合には、変更前と変更後の両者が解るように示してください。		
注3 2頁以降は、指摘及び検討事項のみを記入してください。(日時、指摘時期、件名・判定区分、回答者、備考欄は不要です。)				

注) 委員会終了後にメール等で審議した場合は、右上欄は「メール 審査委員会」等とし、指摘及び事項の欄に記載する各項目に送受信した「月日」を併記してください。

(様式 3 号)

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇建築設計事務所
代表取締役 様

川崎北耐震判定委員会
委員長 ⑩

耐震診断判定委員会の開催について

平成 年 月 日付耐震診断判定/耐震改修計画判定の申込の建物について、下記のとおり判定委員会を開催いたしますので、担当者の出席をお願い申し上げます。

記

日 時 平成 年 月 日 〇〇時〇〇分から
判定委員会場所

【判定対象建物】

名 称
所 在 地

提出書類 (下記の書類を、当日持参して下さい。)

耐震改修計画等判定用図書 部